# 公　　示

北海道補給処公示第１号
令和　５年　２月　１日

令和５年度装備品等に係る各種契約希望募集要項

分任支出負担行為担当官
（分任契約担当官）
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長　　早　瀬　英　俊

令和５年度装備品等の製造、販売及び役務等に係る契約を希望する者は、下記により応募して下さい。

記

１　公募に付する予定品目等
別表「調達対象品目表」のとおり

２　公募に応募する者に必要な資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和４・５・６年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
(4)　別紙第１「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
(5)　陸上自衛隊が定める「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を承諾の上、契約を締結することが可能な者であること。
(6)　法令等（武器等製造法、航空機製造事業法、火薬類取締法等）の規定による許可等が必要な場合は、当該許可等を有する者であること。
ただし、許可等の取得に向けて所管官庁と調整中である場合には、調整中であることを証明する資料を提出すること（下請負者を含む。）。

(7)　秘密等を取り扱う場合は、製造及び役務の契約においては、秘密に属する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、販売等の契約においては、秘密の物件等を保管できる設備を有すること。

　また、秘密を取扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者であること。

(8)　応募する品目について、必要となる他企業との技術援助契約等を締結している必要がある場合には、その証明資料の提出等が可能な者であること。

　ただし、契約締結に向けて他企業と調整中である場合には、調整中であることを証明する資料を提出すること（下請負者を含む。）。

(9)　契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権、著作権等その他の知的財産に関し、法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することがないよう必要な措置を講じている者であること。

　ただし、調整中である場合には、調整中であることを証明する資料を提出すること（下請負者を含む。）。

(10)　公募しようとする予定品目等について、製造又は役務の場合は、技術、設備等を有し売買に当たって販売権を必要とする場合は、当該販売権を有し（取得中である場合にはそれを証明する資料を提出すること。）、納期を保証できる者であるとともに、不具合及び改修に関する対応が継続的に可能な者であること。

(11)　防衛省として、原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。

　ただし、市場価格等による場合は除く。

(12)　警視庁又は道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する役務及び物品等の購入等の契約から排除する要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　応募方法等

(1)　応募する者は、別紙第２「公募契約希望申請書」（以下「申請書」という。）により、次の事項を証明する資料を添え、１部を持参又は郵送すること。

ア　資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写し）

イ　委任状（２の(5)「入札及び契約心得」で定める様式）※必要により

ウ　製造、検査、修理等に必要な技術又は機械器具及び生産設備等、体制を証明する書類（組織図、動員計画、安全管理体制等）

エ　品目等により製造等に必要な法令、規定等に基づく許認可証等の取得状況（写し）

オ　秘密等を取り扱う場合は、保全体制を証する資料

カ　下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

(2)　受付期間

　令和５年２月１日（水）から同年３月３日（金）まで（郵送の場合は必着とする。）

　なお、この受付期間以降も令和６年３月３１日まで随時受付します。

(3)　受付時間

休日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に定める行政機関の休日をいう。）を除く午前９時から午後５時までとします。

(4)　提出先及び問い合わせ先

〒０６１－１３９３　北海道恵庭市西島松３０８番地

陸上自衛隊 北海道補給処 調達会計部 契約課 審査班 松田

電話　０１２３－３６－８６１１　（内線５３５３）

4　提出資料の審査等

(1)　応募する者は、前項第１号で提出した申請書の添付資料以外で、契約の履行能力の審査を行うに際し、以下の資料（以下「技術資料」という。）を求められた場合、正当な理由等がある場合を除き、１部を持参又は郵送により提出すること。

ア　過去３年間の本事業又は類似する事業の受注実績一覧表

イ　法的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む。）

ウ　医療機器修理業許可証、高度医療機器販売・貸与許可証、代理店証明書

エ　公募に付する予定品目等の履行に当たり、有している販売権、工業所有権等、製造企業と締結している技術援助契約等を証明する書類（写し）

オ　特許等工業所有権を必要とする場合は、該当する特許等工業所有権を使用可能であることを証明する書類（写し）

カ　その他、契約の履行に当たり必要とする書類等

(2)　申請書及び技術資料（以下「提出資料」という。）の提出者は、北海道補給処の担当者から提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明を要します。

また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出していただきます。

(3)　提出資料の提出は、北海道補給処の担当者から製造体制等の調査のために工場等（下請企業の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査への協力をしていただきます。

5　審査結果の通知

申請書を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては、審査合格の通知を行います。その他の者に対しては審査不合格の通知を行います。

6　疑義の申立て

(1)　審査結果に疑義がある者は、契約担当官等に対して審査不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができます。

ア　提出期限

審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内

イ　提出場所

３の(4)に同じです。

ウ　提出方法

書面は持参又は郵送（期限必着）するものとします。

(2)　契約担当担当官等は、審査結果について説明を求められた時は、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して１４日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

(3)　疑義の再申立てについては、書面による回答を受理した日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して１４日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して書面により回答します。

7　応募に当たっての留意事項

(1)　提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の契約の相手方としません。また、北海道補給処の他の指名競争又は随意契約の相手方としない場合があります。

(2)　正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とします。

(3)　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止する場合があります。

(4)　提出資料の作成、提出及び業態調査への協力に要する費用は応募者の負担とします。

(5)　提出資料は、原則として返却しません。

(6)　提出資料は、提出者に無断で他の目的には使用しません。

(7)　原則として、提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は認めません。

ただし、審査の必要から当該項目に対する補足資料を求めることがあります。

(8)　提出資料に自社制作図面以外の図面を使用する場合は、事前に版権等の必要な諸手続きを済ませておくとともに、出図元を明記して下さい。

(9)　提出資料の内容に変更が生じた場合、応募者は速やかに変更の届出をして下さい。

8　その他

(1)　応募者の義務

応募者で合格の通知を受けた者は、特別な理由がない限り、必ず入札等に参加し、合理的な金額の入札書又は見積書を提出しなければなりません。

(2)　予定品目等については、過去の実績に基づき記載しているため、今後、必ず調達があることを保証するものではありません。

(3)　本公示へのインターネットアクセス方法等

北海道補給処ホームページ（http//www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html）内の「入札情報」から「北海道補給処公示」へアクセスして下さい。

なお、本公示記載事項の詳細及び不明な点については、３の(4)に記載している部署へ照会して下さい。

別紙第１

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

１　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

２　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

３　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

４　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、(昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2)　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

別紙第２

# 公 募 契 約 希 望 申 請 書

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
（分任契約担当官）
陸上自衛隊　北海道補給処
　調達会計部長　早瀬　英俊　　殿

所 在 地
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

当社は、北海道補給処公示第　号（令和　年　月　日）の下記の登録番号の品目に関し、関係資料を添えて、応募します。

なお、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約いたします。

記

| No | 登録番号 | No | 登録番号 | No | 登録番号 | No | 登録番号 | No | 登録番号 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | 5 | | 9 | | 13 | | 17 | | |
| 2 | | 6 | | 10 | | 14 | | 18 | | |
| 3 | | 7 | | 11 | | 15 | | 19 | | |
| 4 | | 8 | | 12 | | 16 | | 20 | | |

添付書類

1　資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写し）
2　設備、体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全管理体制等）
3　法令等の規定に基づく許認可等の取得状況（写し）
4　秘密等を取り扱う場合は、保全体制を証する資料
5　下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
6　過去３年間の本事業又は類似する事業の受注実績一覧表
7　法的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む。）
8　医療機器修理業許可証、高度医療機器販売・貸与許可証、代理店証明書

※ 添付する書類のみを記述する（ただし、本用紙をそのまま使用する場合には、添付しない書類については、取消線を引くものとする。）。

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。